

デービッド G. カービー 著『20世紀のフィンランド』(6)

David G. Kirby *Finland in the Twentieth Century* (6)

坂 上 宏 訳

第4章 独立の最初の10年間1918-1928年

社会と政治^⑯

フィンランドは、独立して最初の10年間のうちに15の政府の交代を経験した。その中には、一つの社民党少数内閣と二つの純然たる非政党暫定内閣が含まれていた^⑰。1918年から1919年までの国会では、左派と中道が多数を占めたのであるが、このことは、共和政論者から成り、かつ民主的な形態の政府をかち取るための戦いにおいて、政治的に重要な意味が与えられたことになるのであった。社民党が、諸改革を実行する用意がある中道内閣を我慢して受け入れようと決意したことや、右派勢力と中道勢力を分断させていたその頃の厳しい状況^⑯は、進歩党と農民連盟という二つの中道政党による連立内閣に対して、偏見が存在していたことを意味するものであった^⑰。農民連盟は、国政選挙で議席を増やし続けた。そして独立して10年が経過する頃になると、農民連盟は社民党を凌駕するくらいの勢いを見せたのである。農民連盟が社民党から支持者を奪い取ったことは確かであろう。それは、社民党の従来の支持者であった小作農家が独立自営化したことと関連しているの

である^⑯。進歩党は、ヨーロッパの他の多くの中道一自由主義諸政党と同様に、その支持者と影響力が減少していった。農民連盟については、イデオロギー的に‘自由主義’であると分類することはできない。農民連盟は、自分たちが資本主義と社会主义の両方に反対し、地方の利益を代弁する政党であると宣言したのであったが、農民連盟は、何よりも自営農民のための政党にほかならないのであった。農民連盟は、感傷的な大衆主義（populism）の気風で包まれており、汚れのない農村生活の美德を強調することを好んだ。とは言っても実際は、1920年代の農民連盟の指導者が、彼らの運動の精神的父祖サンテリ・アルキオ（Santeri Alkio）の感傷に浸る余裕はほとんどなかったのである^⑰。また農民連盟は、にわかにフィンランド化したエリートとは対照的に、フィンランド人系の大衆の中に着実に深く根をおろした最初の非社会主義政党であった。農民連盟は、地方の農業の利益を代弁する政党であり、銀行業や工業さらに中央政府の官僚の権益に対してだけでなく、旧来のスウェーデン人系エリートも敵視していた^⑱。この政党は、自分たちより歴史のある‘言語’諸政党が帶びていた保守的な民族主義に対して、もう一つの選択肢を主張していた。そ

して農民連盟指導者の多くが、1920年代末のラプア運動を扇動することになったのである^⑯。他方で1930年までにフィンランドでは、資本主義が農業の内部へ大きく侵食していった。この侵食の結果として、後進的な東欧諸国の農民政党に広く行き渡る傾向のあった権威主義的で旧態依然たる民族主義よりも、むしろ厳然たる経済的諸利益がフィンランドの農民連盟の政治的立場や態度を左右するようになったのである^⑰。

小作農家に関する厄介な問題については、1914年の価格で小作人がその耕作地を買い上げができる法律が成立したことで、1918年に最終的に解決された。インフレーションや地主の権利を買い取る際に低利の貸し付けを行うという規定のおかげで、1930年までにはすべての小作地や小耕作地(plots)のうちで、ほぼ90%が小作人によって購入されたのであった。しかしながら新たな自営耕作地の平均的規模は、非常に小さかった。つまり新しい農地の創出を奨励する目的のもとで行われたさらなる諸改革によっても、問題は緩和されなかったのである。例えば1929年には、すべての耕作地のうちで75%が、10ヘクタールに満たなかった^⑱。この割合は、1901年の時よりもずっと大きかったのである。土地改革の主な成果は、小作人や小自作農が、自分の土地を所有できるようになったという事実に基づくものである。小農は、それまで未耕作地だったものを耕作するために、無利子の貸付金を利用することができた—こうした方法で、およそ600,000ヘクタールの土地が取得されたのである—。そして小農は、生産者協同組合を通じて、自分たちの生産物の売買で得た利益のいくらかを分配することさえできたのである^⑲。しかしながらこうした農家にとっては、依然としてその耕作地が不十分であることが大

きな足かせとなっていた。したがって小農の多くが、森林の中での労働や丸太いかだの上での労働を売り込まざるをえなかつたのである。そして依然として彼らの主たる関心事は、一つか二つの商品作物に集中することというよりは、むしろ自分と家族を養うことであった。つまり小自作農が独立自営化したということは、単に次のようなことを意味したにすぎなかつたのである。すなわちそれは、「西部フィンランドの農場労働者の大半が、わずかではあるが自分の土地とじやがいも畠を手に入れたのだが、しかし結局彼らは、こき使われる労働者のままであつた」ということである^⑳。

1918年以前のフィンランドの地方部において、社会的な不平不満を生じさせていた構造的諸問題の多くが、まだ消えずに残っていた。けれどもこうした問題は、革命を誘発するほどの以前と同様の政治的潜在性は、もはやなかつたのである。かつての小作農家は、確かに債務問題を抱えていたし、そればかりか最低限の生産効率のレベルを維持しようともがきあえいでいた。けれども彼らは、いまや自由の境遇を手中にしたのである。ところでもともと社民党に対する小作農家の支持は、内戦のあいだに衰退していく兆候を示していた。1920年代には、多くの新興自営農民が社民党を離れた。その中で農民連盟の党員に加わった者も少なくなかったのである^㉑。一とはいえ、依然としてこうした自営農民の大多数は、社民党に投票し続けたのであったけれども。小規模農業を助成するための国家努力ということや、そして農民連盟や地方の多くの利益圧力団体が常に主張した健全な‘農民共和国’という観念は、小自作農が地方の民衆のうちで虐げられ、かつ搾取された階層に属しているというよりは、むしろ独立した生産

者階級に属しているという意識を助長するのに役立ったかも知れなかった。一方で社民党は、独立自営の小農という階級を作り出すことを狙いとした諸改革を支持した。しかし社民党は、金融引き締めや融資不足の状態から、こうした農民を保護するはずの政策を提案しなかったのである。したがって1920年代末に、経済危機がフィンランドに打撃を与えた時、困窮した小農たちは、社民党のもとに結集するというよりは、むしろ自分たちで団結したのであった。

当時の小農階級の生活水準を評価することは困難である。しかしおそらく少ない稼ぎを埋め合わせる他の収入があったであろう。そのためかなり小規模な農家でも、その生活水準を適度に引き上げることがきっと可能であつただろう。ところで工業労働市場や第3次産業部門の成長は、地方から都市部や工業中核地への移住を促した。そして道路網の急速な発達は、地方にとって都市を随分と近いものにしたのである。トラックは、農民が自分の生産物を市場へ運ぶことを容易にした。バスが、村落の中心地区かあるいは都会にある店まで農民の奥さんを乗せていった。ところがバスは、農民の息子や娘たちも都会へと運んだ。そして子供たちは、往々にして故郷に一度も帰ってこなかつたのである^⑯。戦間期を通して地方の人口は、依然として250万人くらいにとどまったのに対して、都市の人口はほぼ2倍に増加した。1920年に都会に住んでいたフィンランド人の割合は、全人口のうちで6分の1であったが、1940年には4分の1になった^⑰。

交通通信手段の発達や南部フィンランドの経済発展が加速したことによって、北部と南部の隔たりは、広がる傾向が生まれた。次の事柄に注目するのは重要である。それは共産党が、從

来政治的には消極的であった北部や東部フィンランドの貧しくて後進的な農民や製材労働者たちの中で、最大の支持を享受したことである。燃え上がる炎のような経済発展と社会進歩は、南部と西部フィンランドにおける農村の貧しい人々をある程度救済はした。しかしこの炎は、カイヌー(Kainuu)やラップランド(Lapland, フィンランド語名ラッピ Lappi:訳者注)といった辺境の森林地帯では、細々と燃るだけだったのである^⑯。

祖国と苛酷な労働に献身する頑健な田舎者の農夫というイデオロギー的なイメージは、第一次大戦の末期に独立をかち取った東欧諸国すべてにまさに特有のものであった。フィンランドもその例外ではなかった。しかしフィンランドの農民にとって政治というものは、東欧諸国とはいくらか異なった性格のものであった。それは社会的、経済的諸状況がそうさせたのである。森林という‘緑の黄金’(green gold)のおかげで、小農さえも器具や機械化された装備を購入して生産効率を向上させることができた。協同売買の諸団体が活発になり、さらに国内消費者の需要があつたため、農家が新たな耕作分野に手を広げることが可能になった。農民の利益は、様々な圧力団体によって精力的に追求された。例えば農業生産者中央連盟(the Central Association of Agricultural Producers—Maataloustuottajainkeskusliitto, M.T.K)^⑰や農民連盟そのものによってである。

農民連盟は、1906年に創設された^⑯。1917年以前は、その主な支持地盤はオストロボスニア地方(Ostrobothnia, フィンランド語名エテラポホヤンマーEteläpohjanmaa:訳者注)とカレリア地方(Karelia, フィンランド語名カルヤラKarjala:訳者注)であった。しかし1920年代にな

ると農民連盟は、南部フィンランドの諸選挙区へ浸透しはじめたのである。農民連盟は成長するにつれて、小自作農や大規模農家の支持を引きつけることに確かに成功したのであったが、そもそもこの政党は、中規模農家から成る、中規模農家のための政党にほかならなかつたのである。多くの点において農民連盟は、独立初期の時代に最も大きな潜在力を備えた政党であった。農民連盟は都市の利益に敵対し、地方の利益を擁護した。したがって農民連盟は、都市の官僚や収税吏を毛嫌いする人々、そして中央政府の干渉を好まないあらゆる人々を引きつけたのである。また農民連盟は、言語問題に関して強硬路線をとった。それによって熱烈なフィンランド民族主義者にアピールしたのである^⑩。農民連盟は、自己を資本主義者とも社会主義者とも称したのではなく、急進論者でありかつ改革主義者であつて、地方の利益に資する政党であると主張していた。この政党が標榜する‘農民主義者’(peasantist)という哲学は、強固な‘共同社会’(*Gemeinschaft*)的要素を帯びたものであるのだが、この思想は、内戦後に国民的団結を打ち立てようとした人々のことを的確に言い表しているのである^⑪。

農民連盟の保守派の中で多くの人々が、政権に参画することについて懸念を抱いていた。にもかかわらず1918年から1928年までのあいだに編成された13の政党内閣のうちで、農民連盟は11の内閣に加わっていたのであった。けれども政権に就いた農民連盟は、すでに表明していた多くの政策目標についてやむを得ず譲歩することを余儀なくされたのであり、またそれらを暗黙のうちに放棄することを迫られたのである^⑫。1926年と1929年には、野党の立場をとるいくつかの小農の政党が出現したが、このことは

当時のフィンランドにおいて、農民連盟への不満があったことを示していた。つまり農民連盟は、小農に対してより大きな保護政策を提供する能力がないか、あるいはその意志がないと見られていたのである^⑬。1926年に農民連盟は、言語問題について極めて非妥協的な態度をとつたけれども、ヘルシンキ大学においてフィンランド語使用を徹底させようとする諸改革を押し通すことは、結局できなかった。そしてこの失敗は、多くの民族主義者の学生の目にさらされて、農民連盟の立場を弱めることになったのである^⑭。

デービッド・アーター (David Arter) は、農民連盟の成長に関して好意的な研究をしているが、その研究の中で彼は、次のことを示した。つまり農民連盟は、小農から成る繁栄した国家というビジョンを抱いていたのであったが、それは究極的に達成することができなかつた。なぜならばフィンランドの過酷な自然や経済の制約のためである。しかしながらともかくこの政党は、フィンランドの政治社会の中で支配的立場を確立することができたのであり、したがってアーターは、農民連盟がどのようにしてその立場を確立できたのかを示したのであった。農民連盟は、近代国家の建設や成長可能な経済の構築にかかわる諸問題と妥協せねばならないという必要性のために、おそらく東欧における他の農民政党に見られたような反動的で権威主義的な運動を行うことについて控えざるを得なかつたのであろう。しかしそうは言っても農民連盟が抱いていた農民主義的な理想は、「ある機能主義的な建物の壁に掛けられたカンテレ (*kantele*, 民俗詩の歌い手が使う古来の弦楽器)」という農民連盟の矛盾したイメージのもとになつたのである。この表現は、戦間期の

フィンランドについて誇張しているけれども、正鶴を射た要約であろう⁷⁴⁾。

第一次大戦後の時期に新たに独立した他の諸国と共に通していることは、フィンランドが深刻な財政的、経済的諸問題に直面したことである。フィンランドの対外貿易の量と金額は、1918年に急激に低下した。工業生産高は、1913年の半分以下にまでなった。物資や食料品が大幅に不足したため、物価はかなり高騰せざるをえない傾向であった。卸売物価指数(1913年=100)は、1917年第4四半期は432であったが、1918年第4四半期には658まで上昇した。同時に1918年の生計費指数は105%まで上昇した。これらは主として食糧難のためであった。外国通貨に対するフィンランドマルク(フィンランド語ではマルッカ markka:訳者注)の価値は低落したので、外国為替の統制が導入されなければならなかつた。新国家フィンランドの経済の成長性については、外国からの信頼が全般的に欠如していた。なぜならば、特に政策を立案するために召集された人々が経験不足であったがゆえに、諸々の施策が不可怪で、しばしば矛盾するものになったからである。フィンランドの財務当局は、やむをえずフィンランド銀行の行う短期信用貸し付け金に頼り続けた。これは、「インフレーションに至る最も古く、最も確実な道であったのである⁷⁵⁾」。1918年から1921年のあいだに国家歳出は、149%まで上昇した。その結果、短期信用資金に依存することで、予算を均衡化せざるをえなくなっていた。なぜならば独立国となったフィンランドは、さしあたってまず国家の法制度を整えることが先決であったがために、税収が後回しになってしまったからである。しかし1920年に導入された累進的な所得税が、徐々に効果的に作用はじめた。そしてその後

の政府が、通貨の安定化と歳出削減政策をいっしょに進めたことで、財務当局は、1925年までに収支残高では大きな黒字を蓄積することができた。これによって財務当局は、短期債務を完済することが可能になったのであり、したがつてフィンランド銀行への依存を縮小することができたのであった。1925年の金融法は、スウェーデンの経済学者エリ・ヘックシェル(Eli Heckscher)の勧告を採用して、戦前のレベルと同等ではなかったが、金本位制への復帰を果たそうとするものであった。すでに1920年末にフィンランド銀行は、フィンランドマルクの価値を戦前と同等くらいのレベルまで回復させようと試みていた。しかしその結末は、ドルに対するマルクの急落であった。世界的な貿易不振の始まりの到来と重なったこの思いもよらぬデヴァリュエーションは、フィンランドの輸出競争力を一段と高め、同時に輸入量を縮小するのに役立つたのである。輸出量は、1925年までに初めて1913年のレベルを超えた。そして1928年に戦前のレベルを約56%上回った。工業生産高は、急激な割合で増加し、従来計り知れない程度の経済浮揚をフィンランドにもたらしたのだった。1925年から28年にかけての最盛期に、工業分野の企業の数は5分の1増加した。工業労働力人口は20%増加し、工業生産の総額は33%まで増えた。例えば木材産業の場合、1927年に達成した製材輸出130万本水準がピーク量であった。セルロース・パルプ産業は、さらに著しく急速な発展を遂げていた。そして1930年代初期には、主要輸出産業として木材部門を凌駕するようになったのである。ロシア市場の喪失は、西欧諸国特にイギリスとの貿易増加によって埋め合わされた。フィンランドの西欧諸国向け輸出は、1920年代では輸出総額の平均で38%を占めていた

が、1930年代には46%に上昇した。1925年以後のフィンランド経済の大幅な上昇は、多かれ少なかれ産業界に十分な雇用をもたらすとともに、消費者市場を活性化させたのである。さらにこの好景気のおかげでフィンランドは、その経済が大いに依存している木材を備蓄するという決定をとるようになったのである。

通貨が安定し、国家経済が強化されたことにより、フィンランドは、慎重ではあったが必要不可欠な多くの社会改革を始めることができた。それは、公衆衛生や社会福祉に取り組むための行政機構の創設を含むものであった。さらに相当な労働立法が可決された。しかしながらこの分野における進歩は、労使関係にかかる各勢力の対立という特質に阻害されていたのであった^⑩。次に防衛問題に関してであるが、防衛費に充当された予算の割合は、15%程度にとどまっていた。フィンランド国会は、政府が提出した予算概案を必ず決まって削減した。1925年にトゥレンヘイモ内閣 (Antti Tulenheimo、1925年3月31日～12月31日) は、自ら辞職やむなしという事態に至っていた。なぜなら国土防衛4ヶ年計画の予算概案を、歳出について切り詰めた形で提出したにもかかわらず、国会がこれを承認することを拒否したからである。そして1930年代末期までは、すべての政党が陸上および海上防衛のための支出を上積みする必要性について承認することはなかったのである^⑪。1920年代には、右翼の準軍事組織である「自警団」(Suojeluskunta)^⑫が存在していた。また、時折右翼の好戦的な発言もあった。けれども当時のフィンランドは、軍国主義者の楽園とは程遠かったのである。

フィンランドが独立してから最初の10年間は、世界全体にわたる交通通信手段の急速な発

達と符合していた。フィンランド人は、映画やラジオによって、世界全般について今までよりもっと多く学べるようになった。さらに新たな海路や空路の開通によって、フィンランド人は外国へ旅行できるようになったのである。しかしさらに重要なのは、交通通信手段の発達によって、フィンランド人が自分たち同胞のことをもっと多く知ることができるようになったことである。つまりフィンランドの文学や芸術の全作品よりも、おそらくバスやラジオは、国民的一体感を作り出すためにずっと多くのことを成し遂げたと考えられるのである^⑬。さらに言えばノーベル賞を受賞したフランス・シッランパー (Frans Sillanpää) のようなフィンランド人作家そして建築家や作曲家が、1920年代に国際的評価を獲得しはじめたけれども、彼らとは比べものにならないくらいフィンランド国民に最も人気のあった国民的英雄は、中距離走者のパーヴォ・ヌルミ (Paavo Nurmi) であったのである。

独立して最初の10年間のフィンランドは、内戦が放った陰鬱な影に覆われた。それは、国民的団結を打ち立てるという任務をほとんど不可能にさせるほどのものであった。なぜなら内戦で敗北を喫した革命指導者が、ロシアに本拠地を見いだしたからである。彼らは、ロシアでカレリア自治共和国の中に共産主義フィンランド人国家のようなものを建設すべく邁進したのであった^⑭。一民族としてのフィンランドの地位は、1917年から18年にかけてフィンランドがロシアと決別したことによって、突如として強烈な焦点が当てられた。しかし新しい民族の将来がいかなるものになるのかは、依然としてその大部分をロシアとの地理的隣接性が左右したのである。新国家の民族的独立は、猛烈な反ロシ

ア感情 (russophobia) によって強く支えられていた。‘私はいまや、結局われわれが、東側世界における西洋文明の前衛部隊なのだということを実感しはじめている’と小説家のユハニ・アホ (Juhani Aho) が内戦のあいだに記している。こうした心情は、その後の時代でも何度も数え切れないくらい繰り返して語られたのであった⁹⁾。マッティ・クリング (Matti Klinge) は、次のことを示している。それは、反ロシア感情というものが、もともとフィンランドがロシア帝国の自治大公国であった時代には、フィンランドの政治社会あるいは文化人社会における特に顕著な特徴ではなかったのだが、それが1920年代、30年代になると、いかにして愛国心と事実上同じ意味になったかということである¹⁰⁾。反ロシア感情に対抗するものとして、ロシアを社会主义者の祖国とする見方があったけれども、それほど綿密に系統立てて示されたものではなかった。しかしそうした見方は、明らかに存在してはいたのである。フィンランドがロシアの中で抑圧を受けていた時代には、多くのフィンランド人がカレリアでのより良い生活を求めて国境を越えていった。それはペンティ・ハーンパー (Pentti Haanpää) の小説『魔女の輪』(Noitaympyrä, 1931) に出てくる根なし草であわれなパテ・ティッカ (Pate Teikka) のようであった。労働者の楽園で繁栄を追い求めようとする‘カレリア熱’(Karelian fever) につかれた人々について、そのうちの何人かの運命は、アイノ・クーシネン (Aino Kuusinen) の回顧録の中で感動的に描かれている¹⁰⁾¹¹⁾。

共産主義ロシアは、フィンランドの左翼に理想を与えたが、それは生え抜きの共産主義者たちが模倣しようと努力したモデルでは必ずしもなかった。実際のところ、‘モスクワの路線’を無

批判に模倣することが、1920年代におけるあらゆる共産主義政党の特徴ではなかった。このことがもっぱらソ連共産党自身内部で発生した混乱と権力闘争が続いていたためであったとするならば、そうしたことが各国の共産主義政党の中にも反映されたのである。ロシアに基盤を置くフィンランド共産党の様々な派閥のあいだでは、延々と闘争が行われた¹²⁾。この闘争は、フィンランド国内において共産主義者の追放が行われるまで終わらなかった。そしてこの追放によって、フィンランドにおける共産党の威信は、徐々に衰えていったのである。共産党が支配的なフィンランドの諸団体に対して押し進められた政策¹³⁾への憤慨が、1920年代末期になって表面化した。とは言っても反体制の左翼分子は、社民党と共に闘ることができなかった。なぜならば社民党は、中間的立場を保持していたからである。しかしそうした立場は、戦闘的な右翼が共産主義に対する反対運動を始めていたために、ますます擁護され難いものになっていた¹⁴⁾。社民党は、権力奪取のために共産主義者の道を通ることは拒否したのだが、イデオロギー的にも心情的にも、‘保守’(White) ブルジョワ国家を受け入れることはできなかった。次に述べる事件が、その例であると言えよう。慣例に従って挙行される自警団の観兵式に病気の大統領が欠席することになったので、当時のタンネル首相は、大統領に代わって自分が敬礼を受けることを決めた。しかしこのことは、社民党の中に非常に大きな紛糾を引き起こした。またこの「観兵式問題」は、社民党が国家の運営に参画することに関するディレンマを凝縮して示していた。なぜなら左翼側の人たちの多くが、国家の諸制度について依然として非常に大きな疑念を持って見ていたからである¹⁵⁾。

このようなフィンランド社会の根幹に関わる政治的緊張は、1920年代を通じて表面化する機会がほとんどなかった。なぜならば構造的な諸問題があったにもかかわらず、フィンランド経済の上昇傾向は、目を見張るものがあったからである。この新興国家は、戦後まもなくの荒れ狂う海のような時期を生き抜いて、財政上健全で均衡のとれた予算、というより穏やかな海へ漕ぎ出していくことができたのである。ソヴィエトロシアとの関係は、全体的に冷え切っていたとは言っても、概ね適切なものであった。他方でスウェーデンとの関係では、オーランド諸島紛争^⑯ (Åland, フィンランド語名アハヴェナンマー Ahvenanmaa: 訳者注) のあいだに生じた亀裂を徐々に修復はじめていた。政府や国会の関心を占めていた問題の多くは、公務員の給料、防衛予算そして穀物の関税といったような比較的瑣末で本質的には非論争的なものであった。1919年に導入された禁酒法は、惨憺たる社会的実験となつたことがわかつたが、深刻な社会不安につながりそうなことはほとんどなかつたのである^⑰。

フィンランドの左翼勢力は、この新しい国家とその諸制度を多少懐疑的に見続けていたけれども、独立フィンランドは、1917年以前のロシア専制政治によって制約をはめられたものとは、異なつた政治的舞台となった。それは、地方自治改革によって、社民党員が初めて地域住民の意志決定に参加することを許されたことからもわかるのである^⑱。多くの工業都市や地方の行政区では、社民党が議会における多数支配を確立した。一方国政レベルにおいて左翼勢力は、国会を依然として‘上流階級の制度’ (class institution) と見なしていたかも知れない。しかし国会は確かに機能していたし、諸改革を生み

出すことができたのであった。急速な進歩は、消費者協同組合運動のような労働運動の他の分野でも見られた。この分野ではヴァイノ・タンネルが指導的役割を演じたのである^⑲。進歩があまり見られなかつたか、あるいは全くなかつた分野の一つに労使関係がある。この当時のフィンランドにおける労働組合運動は弱体化しており、分裂していた。そして労組運動は、共産党の統制下にあり、労使間の団体交渉の仕事や各労働組合を労使関係の枠組みへ統合することより、むしろ対立を引き起こすことのほうを狙っていたのである。つまり内戦は、各地の工場や北部フィンランドの森林の中でまだ続いていたのであった。1927年に発生した鉄鋼産業の労働争議は、なかなか收拾がつかなかつたのが、それが終わると翌年に港湾労働者のストライキが続いて起つた。このストは、典型的な様相の労使紛争であつて、雇用者と労働組合のイデオロギー闘争が頂点に達したのであった。1928年5月14日に労働組合側は、雇用者側に対して次のような要求を提出した。それは、一時間あたり2マルクの賃金引き上げ、出来高払いの仕事の歩合引き上げ、国家的な賃金協定というものであった。この要求に対して雇用者側は、検討するための時間を要求した。それは、「ヴィエンティラウハ」 (Vientirauha) という組織が、ストライキ破りの人間を十分に供給することができるか見定めるためであった。雇用者側を代弁していたノッルメン (P.Norrmen) は、国家的な賃金協定の構想を拒否することについて、当時一般的に考えられていた見解を発表した。彼の見解によれば、こうした賃金協定が認められない理由は、それが雇用者側と同等の団体交渉の資格を労働組合側に付与するものになると、それによって労働組合の力が増し、結果と

して共産党員の力が高まることになると予想されたからである。‘社会の健全性と非共産主義労働力の道徳’のために、雇用者にとってその立場を固守することが不可欠なのであった¹¹⁾。

港湾労働者によるストライキは、1928年6月2日に始まった。ヴィエンティラウハは、全体でおよそ15,600人のスト破りの人間を雇い入れた。彼らの大半が南部オストロボスニア地方の出身であった。ストライキ側は、外国の労働組合、大部分がスカンディナヴィア諸国の労働組合から支援を受け、およそ1,550万マルクを苦心して手に入れた。しかしフィンランドの港へ入ったり出たりして仕事をサボタージュする船の試みは、あまり成功したとは言えなかった。結局のところストライキは、当時の社会大臣(マンテレ内閣—Oskari Mantere, 1928年12月22日～1929年8月16日—のマンニ才社会大臣 Niilo Mannio:訳者注)の介入に伴い、ストライキ側の敗北を意味する条件で、1929年4月に終了したのであった。

1928年から29年にかけての港湾労働者ストライキは、当時重要なイデオロギー的対立として見なされた。すなわち左翼側にとってこのストライキは、経営者やスト破りの組織に対して自分たちの強さを試す機会であった。一方右翼側にとってこのストライキは、フィンランドの輸出取引を破壊しようとする共産党に焚き付けられた企てに対する戦いだったのであった(当時ソ連は、世界の木材市場に再び参入していた)。このストライキは、ある意味で来るべき様々な困難の序曲であったのである¹²⁾。

原 注

- 6) E. Jutikkala, 'Torppariksymys' (kysymys:訳者注) in E. Jutikkala(ed.), *Suomen talous- ja sosiaalihistorian kehityslinjoja*, Porvoo-Helsinki 1968, p.203.
- 7) Kurjensaari, op.cit., p.54.
- 8) O. Tudeer, *The Bank of Finland 1912-1936*, Helsinki 1940, p.130.
- 9) Quoted in M. Klinge, *Vihan velijstä valtiososialismiin* (veljistä:訳者注), Porvoo-Helsinki 1972, p.110.
- 10) A. Kuusinen, *Before and after Stalin*, London 1974, pp.149-80.
- 11) Quoted in T. Helelä, *Työnseisaukset ja teolliset suhteet Suomessa vv.1919-1939*, vol. 2 (Suomen Pankin taloustieteellinen tutkimuslaitos. Sarja D:21), Helsinki 1969, p.212n.

訳者注

- ⑥2 本章は2部構成になっており、今回はその後編を訳出した。前編「新国家における問題と対立」については、デービッド G. カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(5)、「九州情報大学研究論集」第6巻第1号、2004年、153-183ページを参照ありたい。
- ⑥3 本文で言及されている「一つの社民党少数内閣」とは、タンネル内閣(1926年12月13日～1927年12月17日)のことである。また「二つの純然たる非政党暫定内閣」とは、第1次カヤンデル内閣(1922年6月2日～11月14日)と第2次カヤンデル内閣(1924年1月18日

～5月31日)を指す。その後カヤンデルは、第3次内閣(1937年3月12日～39年12月1日)を率いたが、この時彼は進歩党に所属していた。

ちなみに非政党暫定内閣とは、各政党間の組閣交渉が合意に至らなかった場合、大統領が官僚出身者などを閣僚に指名して、一時的に国政の運営にあたらせるものである。そもそもフィンランド憲政史上、1つの政党が国会で単独過半数を占めたことは皆無に近かった(唯一の例は、1916年選挙で社民党が103議席獲得したこと。なおフィンランド国会は一院制で定数は200)。したがって歴代内閣の多くが、政党間の連立によって運営されてきたのである。各党間の組閣交渉では、それぞれの利害が衝突し、組閣が紛糾する場面がしばしばあった。そうした場合大統領は、非政党暫定内閣を任命したのであった。こうした性格の内閣は、ケッコネン大統領の時代(1956年～81年)に最も多く見られ、6つの非政党暫定内閣が発足している。フィンランドの歴代内閣については、*MITÄ MISSÄ MILLOIN Hakemisto 1951-1990*, Otava, 1990, ss.244-255.を見よ。

⑥4 1918年から1919年にかけての各党の国会議席数は、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注②1・②3、169ページを見よ。

フィンランド独立後の政体であるが、左派や中道勢力は、自国民から大統領を選出すべきだと考えていた。一方保守勢力は、ドイツの王族から国王を迎えることを主張した。しかし第一次大戦でドイツが敗北を喫したことにより、「国王擁立案」は水泡に帰したのである。そして1919年国会選挙で共和政派が多数を占めたことにより、同年7月には大統領を

国家元首とすることを定めた憲法が批准されたのであった。同前拙訳、156-158ページ。

本文で述べられている「右派勢力と中道勢力を分断させていたその頃の厳しい状況」とは、この独立後の政体をめぐる見解の相違を指しているのであろう。

⑥5 1910年代末から30年代にかけてのフィンランド政治状況の大きな特徴は、ソ連に支持された左翼勢力と反ソ連・民族主義的な色彩の強い保守勢力の対立が激化したことである。

こうした対立状況の中で当時の社民党は、ブルジョワ国家体制の運営に参画することに関して拒否反応が根強かった。例えば1919年から29年までの5回の国会選挙で、社民党は国会第一党の座を4回獲得していたが、内閣を組織したのは1926年のタンネル社民党単独内閣だけであった。しかし社民党は、1937年に第3次カヤンデル内閣(上記⑥3参照)に進歩党や農民連盟とともに内閣を果たし、これ以降中道政党と提携する道を歩むことになるのであった。同前拙訳、161ページおよび訳者注②4・③3、169ページ・175-176ページ。

⑥6 もともと農民連盟の支持層は、地方の農民であったが、1910年代末頃の農民連盟は、「国民政党」へ脱皮を図ろうとしていた。農民連盟と社民党の国会における議席の推移を見ると、1919年国会選挙では農民連盟42議席、社民党80議席をそれぞれ獲得しており、両党的力の差はまだ歴然としていた。しかし22年選挙では、農民連盟45議席、社民党53議席で、両党的勢力は徐々に接近していった。そして29年選挙では、農民連盟60議席、社民党59議席という結果となり、ついに農民連盟が国会第一党に登りつめたのである。とはいえその後の議席推移を見ると、社民党は概ね国会第

一党的立場であった時が多かったようである。しかしながら少なくとも1910年代末以降農民連盟が、フィンランド政界の中で大きな地歩を築いていったことは確かであろう。同前拙訳、157ページ。国会選挙の結果については、同前拙訳、訳者注を参照ありたい。

- ⑥7 アルキオ（1862年～1930年）は、農民連盟創設時の代表的人物の一人であり、同連盟のイデオロギ一面での指導者であったと評されている。Pentti Virrankoski, *Suomen Historia 2*, SKS, 2001, ss.598-599.

ところで前述の通り農民連盟は、農民政党から国民政党へ脱皮を図ろうとしていた。したがって本文で言及されている「1920年代の農民連盟の指導者が、……サンテリ・アルキオの感傷に浸る余裕はほとんどなかったのである」とは、こうした農民連盟の事情を示唆しているものと思われる。下記⑩を参照のこと。

- ⑥8 当時の農民連盟が、旧来のスウェーデン人系エリートを敵視していた理由には、同連盟の支持層である小農が、かつてスウェーデン人系上流階級に支配されていたという歴史的事実が考えられよう。前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑫、167-168ページ。

- ⑥9 本文中の「この政党は、自分たちより歴史のある‘言語’諸政党が帶びていた保守的な民族主義に対して、もう一つの選択肢を主張していた」とは、農民連盟が他の政党より反共産主義・反ロシアの気風が頑なであり、言語問題でもスウェーデン語を排斥しようとする姿勢が強かったことを指摘しているのであろうか。

本文で言及されている「ラプア運動」とは、1929年から32年まで続いた極右主義者による

反共運動である。詳細は、同前拙訳、訳者注⑯、181-183ページを参照ありたい。

- ⑦0 農民連盟が国民党に成長していった背景を理解する際に重要なことは、同連盟の基本的な性格をめぐって、内部で権力闘争が行われたことである。これは、1920年代後半から30年代初期にかけて、2人の有力者カッリオ (Kyösti Kallio) とスニラ (Juho Sunila) のそれぞれが率いるグループの間で行われたのであった。カッリオ派は、農民連盟は単なる農民の利益政党ではなく、国民各層からの支持獲得を目指して、社会の改革運動にかかわるべきだと主張した。一方スニラ派は、農民連盟は、「階級および生産者の政党」であると考えていた。スニラは1933年に政治の一線から退き、36年に世を去る。そしてカッリオが農民連盟の主導権を手中にするのである。Raimo Salokangas, 'Itsenainen tasavalta', *Suomen Historian Pikkujätiläinen*, WSOY, 1987, ss. 622-623.さらに下記⑩を参照ありたい。

- ⑦1 参考までに「1920年と1941年における農地の数」を記しておく。この統計から、20世紀前半のフィンランド農業が、主として小規模な農地に立脚したものであったことが読み取れる。

ヘクタール	1920年	%	1941年	%
1 - 4.99	105,421	49	119,923	44
5 - 9.99	53,630	25	74,488	27
10-24.99	41,119	19	63,915	23
25-49.99	11,125	5	12,412	5
50-	3,773	2	3,697	1

STV III. Maataloustilastoa 1920,1941. (toimi Jorma Ahvenainen, Erkki Pikala, Viljo Rasila, *Suomen taloushistoria 2*, Tammi, 1982, s.210. における引用。)

⑦ 「土地改革」について、本文中で言及されている法律のほかに重要なものとしては、1922年末に成立した「カッリオ法」(*Lex Kallio*)をあげることができる。その主な内容は、低収入者や小自作農に対して、土地を所有する権利を与えるものであった。この法律は、小作農の自営化を進める点で重要であったと言える。ちなみにこの法律の名前は、当時の首相カッリオ (Kyösti Kallio) に由来するものである。Eino Jutikkala, 'Omavaraiseen maatalouteen', toimi. Ahvenainen, Pikala, Rasila, *Suomen taloushistoria 2*, s.208.

なお協同組合については、下記⑨を参照のこと。

⑧ 農民連盟の国會議席数の推移が、同連盟の成長ぶりを裏付けている。下記の通り同連盟は、1919年国会選挙で躍進を果たし、1920年代には社民党と並び立つ大政党に成長したのであった。

〈農民連盟の国會議席数〉

1917年	1919年	1922年	1924年	1927年	1929年
26	42	45	44	52	60

国会選挙の結果については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注を参照ありたい。

⑨ 下記の表は「輸送部門別の国民総生産の割合」であるが、戦間期のフィンランドにおける自動車輸送が大きく発展したことを示している。

	1920年	1926年	1932年	1938年
鉄道	23.9%	37.6%	34.1%	24.0%
自動車輸送	2.0%	14.2%	20.9%	26.0%
水上輸送	53.0%	34.2%	30.0%	36.4%
他の輸送	—	0.5%	0.9%	3.0%
通信	11.1%	13.5%	14.1%	10.6%

Veikko Huttunen, *Kansakunnan Historia 6*, WSOY, 1968, s.632.

また以下の表は、「道路建設の状況」であるが、1920年代から30年代にかけて道路が着実に増設されていったことを示している。

	幹線道路	地方道路	計
1920年	24,600	23,400	48,000
1931年	29,354	25,895	55,249
1939年	33,775	34,362	68,137

※単位はキロメートル

Ibid, s.640.

⑩ 著者カービーは、戦間期のフィンランドにおける地方の人口が、250万人くらいであったと述べているが、下記の統計によれば、1920年から40年にかけての地方部の人口は100万人にも満たなかった。

〈人口推移1920年～40年〉

	1920年	1940年
地方部	543.0	881.2
都市部	2,821.8	3,006.0

※単位は千人

toimi.Kaarina Vattula, *Suomen taloushistoria 3*, Tammi, 1983, ss.2-27.

⑪ 下記で示した「工業労働者の所得」を比較すると、都市部と地方部の格差は歴然としていた。

	1910年	1920年	1930年
都市部 (ウーシマー)	21,303	225,172	541,610
地方部 (オウル・ラッピ)	5,358	70,409	131,285

※ 単位はマルッカ

Ibid, ss.125-127.

⑫ 「農業生産者中央連盟」(M.T.K)の結成大会は、地方の生産者組合などの代表者50-60人が出席して、1917年9月18日にヘルシンキで

開催された。初代委員長にはヤンネス (Juho Jänes) が選出された。Jouko Väänänen, *MTK ja Suomen Maatalouspolitiikka*, Kirjayhtymä, 1986, s.30.

⑧ 本文では、農民連盟は1906年に設立されたことになっている。しかしヴィッランコスキの叙述に従うならば、同連盟の結成事情は、本文とは若干異なっている。彼によれば、1906年春にポホヤンマー地方で、二つの農業政党が誕生したのであったが、両党は似通った性格を持ち、特に対ロシア政策の基本姿勢で相通じるものがあった。この2党が1908年に合併して、農民連盟が正式に発足したのであった。初代党首には、後に大統領となるカッリオが就任した。なおこの合併に尽力した人間の一人にアルキオがいる。

初期の農民連盟は、農村や特に小農の利益を重視した。また19世紀中期を中心に展開された「フェンノマニア運動」(*Fennomania*) の伝統を継承し、厳格な「フィンランド主義」を信奉していた。「フェンノマニア運動」とは、フィンランド民族主義を標榜する思想家スネルマン (Johan W. Snellman, 1806年～1881年) が提唱した考えに基づくものである。その大要は、当時のフィンランド知識人層で未だ広く使われていたスウェーデン語の代わりに、フィンランド語を普及させることによって、民族的アイデンティティを打ちたてようとするものであった。彼は、その主張を流布するために、1844年にフィンランド語誌『農民の友』(*Maamiehen Ystävä*) とスウェーデン語誌『サイマー』(*Saimaa*) を発刊し、特に教育の場におけるフィンランド語の立場の向上を訴えた。そして、まず「インテリが言語、精神においてフィンランド人になるべきだ」

という論陣を張った。さらにスネルマンの発言は、言語問題だけではなく、当時の前近代的社会状況を反映し、職業の自由や土地所有制度の状況、小農や貧民の救済問題など社会問題にも及んだ。スネルマンのフィンランド民族主義イデオロギーは、特に学生など青年層から共感を持って迎えられたのであった。

Virrankoski, *op.cit.*, s.598. Panu Pulma, 'Autonominen Suuriruhtinaskunta', *Suomen Historian Pikkujätiläinen*, *op.cit.*, ss.464-466.

⑨ 前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑫、167-168ページ。

⑩ 農民連盟創設時のイデオロギー面での指導者であったアルキオは、農業の進歩と自立に希望を持っていたし、農村の人々が抱く穏健な生活の理想の可能性を強く信じていた。

Virrankoski, *op.cit.*, ss.598-599.

⑪ 1910年代末から20年代末にかけてのフィンランドの内閣は、主として農民連盟と進歩党を中心とする中道連立によって運営されていた。この時期の政権が直面した課題として、大きなものは内戦で捕虜になった赤衛隊兵士の恩赦問題や共産主義勢力の取り締まり強化、「フィンランド人主義」に基づくスウェーデン語の待遇、労働法制の整備（後述）などであった。

当時のフィンランドは、内戦の影響が色濃く残っており、保守と左翼の主張は鋭く対立していた。特に社民党が野党でありながら、国会第一党を占めた時期が長かったこともあって、当時の中道内閣は困難な政権運営を迫られたのである。

ユティッカラ (Eino Jutikkala) は、この時期に内閣はひんぱんに交代したものの、そ

れは劇的な変化を伴うものではなかったと述べている。彼は、1920年代の特質として経済、社会、教育の面でそれぞれ着実に発展を遂げ、新しい国家の制度が打ち立てられていったが、静かな水面の下では、国家の舵が右傾化へと切られていったと指摘する。20年代末期から30年代初期にかけて、フィンランド国内を席巻した極右勢力による「ラプア運動」が、その帰着点であったのである。

プンティラ (Lauri Puntila) は、1910年代末期から20年代末期にかけてのフィンランドでは、国家の独立に最も重点を置いていた保守勢力と資本主義社会の弱体化を狙っていた共産主義勢力という二つの勢力が顕著であったと述べている。そしてプンティラは、1925年に大統領に選出されたレランデルには、強い意志と国家の方針が欠落していたため、保守勢力や共産主義勢力のそれぞれが抱いていた不満をうまく解消させることができず、そうした不満から生じた活動が、民主主義を危機に陥らせたと述べている。共産主義者が強力に後押しした労働争議や当時の政権による共産主義者の弾圧が、このことを裏付けている。Huttunen, *op.cit.*, ss.357-387. 前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注④および⑤、169・173ページ。

⑧ 1923年にカッリオ内閣は、共産主義者の大規模な摘発を行い、社会主義労働者党を非合法化した。このためフィンランドの共産主義勢力は、翌24年1月にイデオロギー色を薄めた「労働者および小農の選挙連合」(*Työväen ja pienviljelijäin vaaliliitto*) を組織し、同年の国会選挙では18議席を獲得した。この選挙組織は、1927年国会選挙に「労働者および小農党」(*Työväen ja pienviljelijäin puolue*) と

して参加し、20議席を得た。さらに1929年の選挙では、23議席に増やしたのであった。しかしこの政党は、1930年選挙で議席をすべて失ってしまったのである。これには上記でふれた「ラプア運動」という反共運動の影響も少なからずあったものと思われる。

なお1930年選挙には、「小農党」(*Suomen pienviljelijäin puolue*) が1議席を獲得したが、その後小農党は、33年選挙では3議席、36年選挙では1議席にとどまった。39年選挙で小農党は、「国民党」(*Kansan puolue*) と合併し、「小農および農民党」(*Suomen pienviljelijäin ja maalaikansan puolue*) として、2議席を得た。しかしその後この政党は、農民連盟に吸収されたのであった。前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注④、174ページ。MITÄ MISSÄ MILLOIN 1952, Otava, 1951, s.113.

⑨ 1937年に発足した第三次カヤンデル内閣

(1937年3月12日～39年12月1日) の最初の仕事は、大学教育におけるフィンランド語とスウェーデン語の二言語制度の問題であった。この問題は、ハンヌラ教育相 (Uno Hannula) の名前をとって付けられた「ハンヌラ法」(*Lex Hannula*) の成立によってとりあえず収拾されたのであった。この法律の骨子は、大学で公式に使用される言語をフィンランド語とし、他方スウェーデン語の教授を15人まで増員するというもので、スウェーデン人系住民にとっては、その使用言語が教育の場において公の立場を剥奪され、さらに教授の人員数が固定されたことに不満が残る内容であった。一方スウェーデン語の排斥を目論む「純フィンランド人主義者」にとって、この法律は二言語制度の維持を事実上是認する

ものであったため、受け容れ難いものであった。したがってそうした人々は、その意志を表明すべく会合を開いたのであったが、この時発表された声明文には3万人近くの署名が集まつたとされている。

カヤンデル内閣がスウェーデン語に一定の譲歩をした理由には、同内閣にスウェーデン人民党が参画していたことも考えられるであろう。加えて、そもそもスウェーデン語に対して強硬であったはずの農民連盟が、同内閣へ入閣するにあたって、その態度を軟化させたことも重要である。上記のような折衷案的な法案作成の主管であるハンヌラ教育相が、農民連盟所属であったことがその証左である。したがって純フィンランド人主義者が、農民連盟に失望感を抱いたであろうことは想像に難くない。

かねてから農民連盟は、国民連合党や愛国人民連盟などとともに、「一言語、一国民」を旗印とする純フィンランド人主義を支持していた。とはいへ農民連盟内部の諸勢力には、言語政策をめぐってその姿勢に濃淡の差があり、一言語制は実現すべきだが、スウェーデン語を教育の場から完全に占め出す必要はないと考える人たちもいたのであった。例えば1927年に当時の同連盟の指導的立場にあったカッリオは、次のように述べていた。「スウェーデン語教育を弾圧はしないが、行き過ぎた二言語制度を是正するための活動を行うべきだ。もしスウェーデン人系住民が、フィンランド社会における二言語制度の要求を放棄し、少数派の立場を当然のこととして受け入れるなら、問題はすべて解決するだろう」。Huttunen, *op.cit.*, s.525. 前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑫、167-168ページ。

Kari Hokkanen, *KYÖSTI KALLIO 1, 1873-1929*, WSOY, 1989, s.470.

⑧ 農民連盟の初期の指導者カッリオは、同連盟の性格について、基本的には農民や農村の声を代弁する農民政党として位置付けた。しかし彼は、農民連盟を単なる農民団体ではなく、例えば同連盟が目指す世界観について、ブルジョワと社会主義の間にあるものとして、いわば「中道政党」としての立場を打ち出した。つまり彼は、国民各層の広範な支持獲得を目指としたわけであり、こうした現実的な姿勢は、同連盟がフィンランド政治社会で中核的な役割を演じていった要因の一つになったものと思われる。Ibid, ss.180-189.

⑨ 1920年代前半のフィンランドの内閣は、いくつかの例外はあるが、主に農民連盟と進歩党という二つの中道政党を中心とする連立によって運営されていった。この中道内閣における内政上の重要な課題が、労働法制の拡充であった。

いくつか主だった法律について言及しておく。まず1922年に国会で可決された「雇用契約法」(*Työsopimuslaki*)は、労働法制全体の基本的枠組みをなすものであった。同法の成立によって、ロシア統治時代の1865年に定められた「賃金規則」は廃止された。この規則は、雇用者側を一方的に保護するものであったのだが、新たに成立した雇用契約法によって、労働者の権利は従来よりも大きく保護されることになった。この点において同法は意義のあるものであった。例えば14条では、「雇用者は、被雇用者の健康と労働能力の維持に注意を払い、十分な休養と自己の向上、国民の義務履行のための時間を与えなければならない」旨規定されていた。この条項によって、

有給休暇制度が法的に位置付けられたのであった。

次に1922年に発効された「労働規則法」(*Työsääntlaki*)についてである。この法律は、就業時間、休憩時間、基本賃金、支払条件などの労働条件や職場における規則を定めたものである。この法律が施行される以前は、1879年に出された経済活動に関する法令が、労働条件等について規定していた。ところがこの法令は、労働者の立場に配慮していなかった。したがって雇用者側は、労働条件や規則を恣意的に定めることができたのである。

この労働規則法に基づいて、個々の職場でそれぞれ労働規則が作成されることになり、雇用者はその規則を遵守しなければならないものとされた。そして被雇用者には、雇用者との会合で、あるいは自ら選出した職場委員を通して、労働規則の内容について意見を提出する機会が与えられたのであった。一方で政府は、個々の職場において労働規則法が遵守されているか否かを監視した。しかしながらこの法律の施行は、十分に行われたとは言えないようである。社会行政当局の調査では、1922年に3,000から4,000の雇用者が同法の対象にあるとされたが、同年末までに政府側が承認した労働規則の数は885であり、1929年末までに承認された労働規則の数は、1,383にとどまったのである。

上記以外の法律については手短に記すが、1923年に「団体交渉法」(*Työehitosopimuslaki*)が国会で可決された。この法律によって労働組合が、労使交渉の当事者として法的に承認されたのであった。1925年には「労働者災害補償法」(*Tapaturmavakuutuslaki*)が大幅改

正され、労働災害に関する補償の充実が図られた。さらに1930年には「幼児・未青年労働法」が発効し、子供の労働に関して規制が強化された。

以上のように労働関連法の拡充が行われた背景について述べておきたい。1920年代は、左翼勢力と保守勢力の間で行われた内戦(1918年1月～4月)の影響を引きずっており、労使関係は悪化する一方で、共産主義が労働組合内部で根強い支持を集めていた。したがって当時の中道政権にとって、新たな内戦をもたらす「共産主義の疫病」を防ぎ、内戦で分裂した国民の団結を取り戻す必要があった。そのため喫緊の課題は、未だ初步的な段階にある労働関連法制を整備し、労働者の権利を保障することであったのである。これは歴史的に言って、ある社会が前近代的な農業社会から、発展した産業社会へと移行を果たす過程で、必然的な出来事であったと言えるであろう。Pirjo Ala-Kapee, Marjaana Valkonen, *Yhdessä Elämä Turvalliseksi, SAK:laisen Ammattiyhdistysliikkeen Kehitys Vuoteen 1930*, SAK, 1982, ss.573-596.

⑥ 独立後のフィンランドにとって、国家的な重要課題の一つが、国防体制の組織化ということであった。しかし軍隊のあるべき姿をめぐって、各政治勢力のあいだで見解は分かれたのであった。例えば1921年に「徴兵法」(*asevelvollisuuslaki*)の改正案が国会に提出されたが、この法案に関して共産主義勢力は、資本主義国家におけるあらゆる軍隊に反対であるという立場をとった。社民党は、職業軍隊の設立に反対であって、ある種の民兵組織のほうが民主的で経済的だと考えていた。こうした軍隊のあり方に対する左翼側の否定的

姿勢は、多かれ少なかれ1918年の内戦で保守側に敗北を喫したという「負の記憶」に根ざすものであろう。例えばヴィッランコスキによれば、当時の社民党は労組運動の平和主義と結びついていたため、軍隊は労働運動を弾圧する組織であるとして肯定的に見ていかなかった。

一方保守勢力の中では、特に国民連合党やスウェーデン人民党からは、国防費の増額を望む声が強かった。これは次の基本的認識、すなわちソ連がフィンランドにとって最大の脅威であるが、しばらくはフィンランド独力で赤軍と戦わなければならないだろうという見方に基づくものであった。ところが1920年代を通じて政権の中軸を担った農民連盟は、緊縮財政の見地から、国防予算の増額には消極的であった。したがってヴィッランコスキによれば、軍備に対する予算配分は、小規模なものにとどまらざるをえなかつたのである。なお前述した徵兵法改正案の扱いであるが、1922年に国会で可決され、徵兵期間一年とする軍隊が常設されることになった。

ところで1920年代に国防強化のために充てられた予算の大半は、沿岸防衛艦の建造に消化された。例えば1928年から数年間で潜水艦5隻、巡洋艦2隻が建造された。このように国防予算が海軍に重点を置かれたものだったので、陸・空軍側は快く思っていないかったようである。例えば陸軍は、沿岸防衛には大砲を強化するほうがよいと思っていた。また戦艦の予算割合が大きかったため、戦闘機の製造を圧迫し、空軍の装備は不足していた。

Virrankoski, *op.cit.*, ss.802-804.

⑧ 「自警団」については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑨、172-173ペー

ジを参照ありたい。

⑧ 自動車輸送の発展や道路網の拡充については上記⑦で記したので、ここでは航空輸送とラジオ放送の開始状況について述べたい。

まずは航空輸送についてである。そもそもフィンランドの商業航空が始まったのは、1920年であった。この年に二つの航空会社が設立され、エストニアのタリン行きのチャーター便が運航されたのであった。1923年になると、ルカンデル(Bruno Lucander)らによって「アエロ社」(Aero oy)が設立され、24年3月20日からヘルシンキ-タリン間の定期便が運行されることになった。さらに27年にはトゥルク-ストックホルム便も開設された。初期の航空輸送は、船舶に比べて非効率的であった。例えば機材は、4人乗りの小型機であつたし、飛行場の数も少なかつた。したがつて旅客数もごく少数であり、1924年296人、25年450人であった。1930年代に国内の飛行場が徐々に増設されていくと、それにしたがつて旅客数も増加し、1939年には12,722人（国内便利用者1,464人）になった。

次にラジオ放送についてであるが、フィンランドにおける最初の通常放送は、1923年にタンペレにおいて、技術者のハウヴォネン(Arvi Hauvonen)と同地の放送局によって開始された。この後各地で放送局が設立されたが、それらは1926年に「フィンランド放送局」(Oy Suomen Yleisradio)として統合され、しばらくの間フィンランドのラジオ放送は、独占状態が続いたのであった。1920年代以降ラジオ放送は一般に普及していき、受信契約数を見ると、1926年は5,000件であったが、1941年には375,000件に増加した。

Huttunen, *op.cit.*, ss.641-648.

⑧ 1918年1月～4月の内戦で敗れた社民党左派がモスクワへ亡命し、8月に同地でフィンランド共産党を設立した。指導部はソ連に置かれた。デービッド G.カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(3)、『九州情報大学研究論集』第4巻第1号、2002年、131ページ。

なお本文で言及されている「カレリア自治共和国」とは、1923年に生まれた「自治カレリアソヴィエト社会主義共和国」を指しているものと思われる。デービッド G.カービー著、坂上宏訳「20世紀のフィンランド」(4)、『九州情報大学研究論集』第5巻第1号、2003年、177・180ページ。

⑨ 1920年代と30年代のフィンランドにおける反ロシア・反共産主義的な団体の一つに「カレリア学徒会」(以下 A.K.S.) がある。A.K.S.は、「一国家、一言語」「フィンランド民族の昂揚」「ソ連領カレリアとインケリをフィンランドに併合して、大フィンランドを建設する」といったことを掲げており、民族主義的性恪の強い組織であった。Matti Kurjensaari, 30-luvun Vihainen Nuori Mies, Tammi, 1962, s.10.前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑧～⑬、166-168ページを参照ありたい。

さらに前述したように1920年代末期から30年代初期にかけてのフィンランドでは、「ラプア運動」と言われた極右主義者による反共運動が猛威を振るった。同前拙訳、訳者注⑩、181-183ページ。

⑩ 19世紀末期から20世紀初期のフィンランド人の移民動向を見ると、アメリカやカナダへの移住が目立って多い。しかしネヴァライネンによれば、1880年代にヘルシンキに次いでフィンランド人住民が多かった都市は、タンペレやトゥルクではなくロシアのサンクトペ

テルブルグであった。この時期のサンクトペテルブルグだけでも、最大でおよそ25,000人のフィンランド人が居住していた。移民は農民が多く、特に東フィンランド地方の人々が、一時的な出稼ぎあるいは永住目的で移住した。そもそもサンクトペテルブルグは巨大な市場を抱えていたため、こうしたフィンランド人移民は、より豊かな生活を求めて祖国をあとにしたのである。

1900年代初期になると、フィンランド人の移民運動は停滞した。さらにロシアにおけるフィンランド人住民の数は、ピークの時代より半減した。第一次大戦が始まると、ロシア全体で約21,000人にまで減った。

第一次大戦が勃発すると、フィンランド国内の失業者は増加したが、ロシアでは労働力の需要が際限なく高まったので、再びロシアへの移住が促進された。数千人のフィンランド人が、ムルマンスクの鉄道建設に従事したとされている。この移民は1917年の10月革命まで続いた。

その後ロシア居住のフィンランド人は減少の一途を辿り、1926年にはロシア全体で約19,500人、レニングラードだけでも4,000人以下にまで減少した。

1918年にフィンランド内戦が始まると、今度はフィンランド共産主義者が、政治的理由でロシアへ避難するようになった。Pekka Nevalainen, *Punaisen Myrskyn Suomalaiset*, SKS, 2002, ss.11-12.

⑪ フィンランド共産党は、1918年8月にモスクワで創設された。初期の共産党の中では、活動の拠点をソ連に置くかあるいはフィンランドに置くか、活動の重点を非合法活動に置くかまたは合法活動に置くかということで対

立が生じた。詳細は、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⁵⁵、176-178ページ。

⑨ フィンランド政府は、1923年と28年に大規模な共産主義者摘発を行った。詳細は、同前拙訳、訳者注⁴⁸、174ページ。

⑩ 例えば A.K.S. (上記⑩参照) は、共産主義者やスウェーデン人系住民に加えて、社民党も敵視していたようである。同前拙訳、訳者注¹¹、167ページ。

⑪ ここで言及されている「自警団の観兵式」とは、1927年5月16日にタンネル首相によって執り行われたものを指している。本来観兵式は、大統領出席のもとで挙行されるはずのものであったが、本文中に言及されている通り、レランデル大統領 (Lauri Kristian Relander) が、同年5月初めより病気入院したため、当時の社民党単独内閣を率いていたタンネル首相がレランデルとの約束に従つて、大統領代理としてこの観兵式に出席したのであった（フィンランドには副大統領制は設けられていない）。

ところで自警団とは、準軍事的な文民組織であり、その設立は1918年8月に法律によって認可されている。自警団は、もともと反ロシア・反労働運動を主張する勢力によって創設された保守的な組織である（1920年代末頃から国内で高まった極右運動では、積極的な役割を演じている）。1927年当時は、保守勢力と左翼勢力が戦った1918年の内戦の影響を依然として強く引きずっており、左右のイデオロギー対立はまだなお深刻であった。したがって社民党の中には、「観兵式への出席は、自警団を認めたことになる」などの理由で、タンネルの出席に反対する声が強かったのである。

タンネル自身は、観兵式への出席は自分の職責を果たすにすぎず、何ら問題になることはないと感じていた。したがって彼は、5月16日首都ヘルシンキのセナーツティ広場 (Senaatintori) で、シフヴォ大将 (Aarne Sihvo) を従えて閲兵を行った。

しかしながら社民党のみならず閣内からも、タンネルに対する反発がことのほか強かったのである。観兵式には外国の代表も出席することになっていたのだが、そのホスト役はヴォイオンマー外務大臣 (Väinö Voionmaa) であった。ところが彼は、抗議の意を示す意味で他の職員とともに観兵式を欠席してしまったのである。『ウーシ・スオミ』紙 (*Uusi Suomi*) は、これを国家的不祥事であると報じた。この「観兵式事件」は、その後の1930年社民党大会でも取り上げられ、出席者の多くがタンネルを批判したのであった。Väinö Tannner, *Kahden Maailmansodan välliissä*, Tammi, 1966, ss.89-92. 自警団については、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注³⁹、172-173ページおよび注⁶⁰、181-183ページを参照ありたい。

⑫ 「オーランド諸島紛争」については、同前拙訳、訳者注³³、171-172ページを参照のこと。

⑬ 禁酒運動は、社会改良運動の一つとして位置付けられるが、ヨーロッパで最初の禁酒協会は、1819年にスウェーデンで設立された。フィンランドでは1834年に最初の禁酒協会が設立され、その後1877年には、より厳格な方針を掲げた協会が発足した。時代は異なるが、1949年には16の禁酒団体が活動しており、その加盟者数は、257,785人であった。したがってフィンランドにおける禁酒運動は、ある一定の社会的地位を築いてきたと言えるかもし

れない。以下ではフィンランドの「禁酒法」(*Kieltolaki*)について説明したい。

そもそもこの法律は、ロシア統治時代の1909年に施行されたものであり、1917年にツァー政府が転覆するまで有効であった。さらにロシア臨時政府は、この法律を1919年6月1日まで有効と決定した。この法律の要点は、2%以上のすべてのアルコールについて、その製造と販売を禁止するというものであった。しかしながら現実は、酒の密造や密輸が横行したのであった。

ロシアから独立した後フィンランドは、1922年に禁酒法を改正した。この改正に基づき、次のように罰則と取り締まりの強化が行われた。

- ・公共の場所での飲酒禁止
- ・酒の密輸禁止
- ・密輸を防ぐために、12ノット以上の速度が可能な船舶を登録
- ・禁酒監督官（のちに禁酒警察）を設置、家宅捜索の権限を持たせる

さらに酒の密輸防止を目的として、1925年に北欧諸国・エストニア・ラトビアのあいだで協定（「ヘルシンキ協定」）が締結された。

このような当局の努力にもかかわらず、禁酒法の脱法行為はなくならず、飲酒だけでなく酒の密造や密輸が行われたのであった。例えば1920年代に飲酒で逮捕された者は、以前よりも倍増したとされている。そもそも一般大衆は、飲酒を犯罪行為とは想えていなかった。フットウネンによれば、国民は禁酒法違反の摘発を行う当局を、「軽蔑と憎悪」の目で見ていたのである。街頭での飲酒は投獄される恐れがあるため、国民は自宅や無許可のパブ、レストランの隠し部屋、夏季には森の中

や海岸で飲酒を楽しんだのであった。また密輸で没収された酒は、ある統計では、1920年110,000リットルから1926年664,000リットルへと大幅に增加了。密輸取り締まりが困難なのは、フィンランドがそもそも長い海外線を有しているため、密輸監視が容易ではなかったからである。また前出の北欧・バルト諸国密輸防止協定も、実際にはさほどの効果がなかったとされている。なぜなら密輸入された酒は、協定外のドイツやポーランドからのものが多かったからである。

1920年代中頃には、禁酒法がもはや実質的な効力を持たないことが明らかになった。もともとスウェーデン人系住民などは、1921年に禁酒法改正に反対を唱えており、一貫して禁酒政策には反対していた。そしてフィンランド人系住民からも、禁酒法への批判が高まったのである。こうした状況の中で、1924年にアルコール自由化案が国会へ提出されたが、123票-36票で否決された。しかしその後も禁酒法反対の声が沈静化することではなく、かくして政府は、国民の判断に委ねることにしたのである。そして禁酒法の改正に関する国民投票が、1931年12月29日と30日に実施されたのであった。投票の結果、70.55%が「低・強度のアルコールの飲酒合法化」支持、28.04%が「現行の禁酒法維持」支持、というものであり、当時のスヴィンヒューブド大統領が述べたように、国民の大半が禁酒法を支持していないことは、もはや誰の目にも明白であった。

この結果を受けて国会は、現行の禁酒法を廃止し、1932年に「密売法」(*trokarilaki*)と呼ばれた、より穏健な性格のアルコール関係法を成立させたのであった。この新法の目的

は、「非合法なアルコール事業を防止し、飲酒ができるだけ抑制する。アルコール中毒や飲酒による弊害を防ぐ」ことと規定されており、禁酒運動の理念にも配慮していることが見てとれる。そしてこの法律に基づき、酒の販売は専売制となり、国営会社(*Oy Alkoholiliike Ab*)が設立されたのであった。なお国民の飲酒を抑えるため、広告を規制し、酒の価格も高めに設定された。Huttunen, *op.cit.*, ss.526-537. *MITÄ MISSÄ MILLOIN 1951*, Otava, 1951, s.198.

- (98) 1910年代末から30年代にかけてのフィンランドにおける地方自治の方向性について説明したい。それをごく端的に言い表すとすれば、「民主化」と「効率性」という言葉に集約することができるかもしれない。

前者は、地方行政において国の統制をできるだけ排除し、いかに住民参加を拡大していくかという課題の実現を目指すものである。後者は、地方行政に関わるコストの抑制と住民サービスの効率化を図るものであり、そのためには国の支援を求め、その監督も受け入れるという考え方である。したがって「民主化」と「効率性」は、ある意味で対極にあったのであり、それぞれに各政治勢力のイデオロギーが投影されていたのであった。前者は、主に社民党など左派が支持し、後者は、国民連合党やスウェーデン人民党など保守が支持した。なお農民連盟や進歩党など中道政党は、両者の中間的立場を取ったとされている。ただ後述する通り、内戦後の社民党には、地方自治をめぐる基本姿勢に変化が見られたことは注意しておくべきだろう。

次に地方自治の関連法律を中心にして、当時の地方自治の方向性について具体的に見て

いくことにする。独立目前の1917年11月にフィンランド国会は、次の3つの法律「地方部および都市部自治体法」(*maalaiskuntien ja kaupunkien kunnallislaki*)、「国民投票法」(*laki kansanäänestyksestä*)、「地方自治体選挙法」(*kunnallinen vaalilaki*)を承認した。これらの新法の眼目とするところは、地方選挙における普通選挙権の実現と地方議会の設置の義務化ということであった。具体的には、地方選挙の選挙権は20歳以上、地方議会の選挙は毎年実施、ただし改選は3分の1の議員、議員の任期は3年と定められた。これらの法律は、地方自治を民主主義の試金石にしたいという社民党の意図が反映されたものであった。それは、中央政府の地方への統制を最小限にし、地方を可能な限り独立させることを目指したものであった。社民党は、当時の国会地方行政委員会で多数を占めており、こうした理念の実現のためには有利な立場にあった。一方保守側は、過度の変化は地方行政を妨げ、混乱させるものであるという理由で、地方自治における民主化の拡大には消極的であった。

さて社民党が追求した地方における「民主化路線」は、1918年の内戦で方向転換を迫られることになる。なぜなら内戦で保守勢力が勝利したため、社民党は国会から追われる事になったからである。その間隙を縫って、上記の地方自治関連法は、1919年に保守側の望む方向に修正された。例えば地方自治体の選挙権は、国政選挙と同じ24歳以上に引き上げられ、国民投票は廃止された。さらに地方に対する国家の統制は、強化されていったのである。

1919年の国会選挙で、社民党が80議席を獲

得して国会第一党になると、地方自治の骨格は、また新たに作り変えられるようになった。大膽に言えば、「民主化」を踏まえつつも、次第に「効率化」が強調されるようになっていったのである。例えば1924年に地方自治の関連法が改正されたことで、地方自治体の選挙は、それまでの毎年実施・3分の1改選から3年毎実施・全員改選に変更された。この変更は、普通選挙の実施による地方行政の活性化と選挙を3年毎の実施に改めることで煩雑さを避けたいという狙いを折衷させたものと言えるかもしれない。

社民党は地方行政の現実に直面して、地方行政は、効率的に実施すべきであり、民主主義の実現は、この枠組みに合わせるべきだと考えるようになっていった。1927年に施行された法律では、都市部の自治体に行政部の設置が義務付けられ、併せて行政上の権限や決定権を持つことが定められた。これにより都市行政の効率化が高まり、同時に地方官僚の役割は増加したのである。

地方と国家の関係についても変化が生じた。経済不況の最中の1933年に施行された法律によって、経済的に悪化している地方自治体に対して、大規模な援助が国から与えられることになった。そのため地方への国家の統制は、強化されることになったのである。中央政府は、それまで例えば司法分野や行政の合法性といった事柄について、地方への監督を行っていたが、これらに加えて地方がいかに効率的に業務を遂行しているかという点についても監督を強化した。この結果地方行政に関わる中央政府の目的は、地方の特性に合った行政を行わせることよりも、行政サービスの一体性の方により重きが置かれるよう

になった。それゆえ地方自治に対する中央の監督は強化されることになり、これに対する不満や反対も提起されたのである。Huttunen, *op.cit.*, ss.538-549.

⑨ フィンランドにおける協同組合の結成事情について述べる。まず1899年にゲブハルド (Hannes Gebhard) が、農民による協同活動の促進を目的とした団体として、「ペッレルヴォ協会」(Pellervo Seura) を結成した。これは生産者の協同組織であったのだが、消費者の協同組合として最初に成功した試みは、1882年にヴィープリにおいて、トルヌッド (Gustaf Törnudd) らが設立した労働者のための食料品購買団体であった。この後同様の組織が、1883年にタンペレ、1888年にヘルシンキ、1889年にフォルッサでそれぞれ設立された。

1901年に「協同組合法」(Osuustoimintala-ki) が成立したことで、組合団体は、株式会社組織として活動することになった。1903年末までに国内で66の消費者組合が存在していたが、5年後には463に増加した。そしてこれらの組合が、およそ800の店舗を運営していたのであった。しかしその後いくつかの組合が破産し、活動停止状態となった。また組合どうしの合併も行われた。1914年の調査では、売上が不振や負債などの理由で、181の組合が廃止された。

1904年3月タンペレにおいて、37の組合の代表者が出席して、各地の消費者組合を束ねる中央組織「フィンランド消費者協同組合中央団体」(Suomen Osuuskauppojen Keskuskunta, SOK, 初代委員長ラヴォニウス W.A. Lavonius) の創設が決定された。ところがこの中央団体の内部で対立が生まれ、少数派が

SOK から脱退して、独自の組織を作ったのである。対立の主な争点は、消費者と生産者のどちらの問題を重視するのかということであったとされている。1916年になると消費者組合運動の分裂は、決定的なものになった。その後 SOK は、生産者に比重を置いた中央組合団体として性格を変えていった。一方消費者側は、「消費者協同組合中央連盟」(*Kulutusosuuskuntien Keskusliitto, KK*) を新たに結成した。なお本文中に言及されているタンネルは、1909年から15年にかけて SOK の委員長、1916年に KK の委員長を務めた。Viljono Rasila, 'Kauppa ja rahaliike', toimi. Ahvenainen, Pikala, Rasila, *Suomen taloushistoria 2*, ss.94-95. Väinö Tanner, *Nuorukainen Etsii Sijaansa Yhteiskunnassa*, Tammi, 1948, ss.91-142.

⑩ 本文には、「ストライキ側は、外国の労働組合、大部分がスカンディナヴィア諸国の労働組合から支援を受け、…」という文章があるが、スト側にはソ連からも潤沢な資金が提供されていた。このことは1920年代末期のフィンランドにおける労使紛争が、革命闘争の色合いが濃かった一つの要因であると言えよう。1920年代末頃のフィンランドにおける労使紛争とヴィエンティラウハについては、前掲拙訳「20世紀のフィンランド」(5)、訳者注⑤、180-181ページを参照のこと。